時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

内閣員の辭表に就き

我輩が昨日の紙上に記したる如く日本社會は今日尙ほ未だ封建士族の舊風習を忘れずして心事の局量狹く人間萬事政治を重しとして他を顧るに遑あらず内閣の如きは其政治の根本なれば之を重んずること最も甚だしく隨て之に入る者が得々たれば去る者は不平に堪へず啻に出入の際に得意と失意あるのみならず等しく閣中に居ても各員權力の消長に由りて其間に自から喜憂を異にし遂に發して不調和を醸すこと多し所謂明治政府の痼病にして之を醫するの法は閣色を一變すること必要なり即ち漫に閣員の虛禮を裝ひ虛嚴を示すことを止めて内外羨望の集點たる勿れ云々の意は讀者も其大概を了解せられたるならんなれども前論は大體の長計を論じたるものにして今日之れを施して明日其効を見る可きに非ず然るに目下の事は急にして片時も差置く可きにあらざれば亦之れに處するの法を講ずること要用なる可し聞く所に據れば現内閣員は兼て條約改正の利害に付き竊に意見を異にする者もあり又その他に様々の事情も入り紛れて遂に閣内の不調和を致し左りとは天皇陛下に對し奉りて恐惶の至り又外は國民全般に向ても相濟まざる次第、その責の歸する所は内閣員に在りとて云はゞ責任内閣の例を以て辭職の沙汰に及びたることとなりと云ふ左れば此際に當り其辭職を許さんか之に代りて新に内閣を組織せんとするも差向き其人を得ること難かる可し或は今度の辭職は様々の事情を以て内閣の不調和より生じたりと云ふも其不調和の起因する所は主として例の條約改正論に在ることならんなれば政府の針路に於て斷行とか中止とか何れにも一定したらんには其一方の辭職を許し他の一方を用ひて新内閣を組織したらば至當なる可しとの說もあれども我輩の宿論は今度の條約談に付き斷行中止双方とも其勝敗を明にするを欲せざるものなれば此辭職の際に恰も黜陟を行ふが如きは甚だ快しとせず如何となれば彼の條約改正の利害論は近來に至り其本旨を一轉して政黨競爭の問題と爲り此一擧の成敗を以て來年の國會に黨勢の消長を卜せんとするの意氣込なる其最中に爰に條約談の勝敗を明にして勝者を得々たらしむると同時に敗者を鬱々たらしめ黨派論は忽ち一段の熱度を加へて今日に倍し如何なる變相を呈す可きや其底止する所を知らず斯の如きは則ち辭表許否の一擧以て今より來年の國會に騷擾を醸すの媒介を爲すものにして治安の策に非ざればなり然らば則ち之を如何して可ならんと云ふに一度呈したる辭表は聯帶責任の體裁の爲めに之を納れて辭職を許し更に一名の首領を命じて新内閣を組織するに當り其主義綱領を示して最前の辭職者一同に謀り新内閣の方針は斯の如し、之に一致して同心協力するやせざるやと問ふて同意者を容れ不同意者を去らしむ可し斯の如くするときは辭職者は今度新内閣の大體論に關して去就を決するが故に條約談の如きは第二の問題と爲りて自から其氣焰を穩にすると同時に其去就も亦各人自發の意見に從ひ去る者に不滿の念ある可らずして就く者は方針一致の誓約を爲したるものなれば今後の内閣に聯帶責任の實効を奏するに足る可し昨今は政府中にも必ず此邊の議論ある可しと思ひ敢て一言を呈して參考に供するのみ

雜報

○小田原便り　伊藤伯の辭職以來貴顯紳士の出入引も切らざる有様ゆゑ孰れの旅人宿も時ならぬ春を催はせり又當地に別莊を構へんと好き地所を尋ね廻る向も多き由にて地價は一體に騰貴の模様あり伊藤伯の別莊は鷗盟館を西に距る數歩の所に在り地坪凡そ千坪許、建坪三百五十坪にて已に土臺石を据え付けたるが前には洋館、後には日本造の家と土藏とを建る由にて鷗盟館と同じく相海を扣へ青松を負ひ右手に函嶺を詠むるなど景色絶佳の所なり

○足立諸陵助　帝室會計審査官兼諸陵助足立正聲氏は帝室會計審査局主事兼任を命ぜられ兼諸陵助は故の如しと

○獨逸の海軍擴張　歐洲諸強國の海陸軍は日を經るに從つて益々擴張し一方に陸兵を增せば一方にも亦之を增して一層其數を多くし一方に新軍艦を造れば一方にも亦之を破るの用意を爲す年々歳々增して限りなき此兵力は果して何れの時に停止するに至るべきか到底破裂の期なかるべからず國力の堪へざる所あればなり別項に露國海陸軍の擴張を記したりしが獨逸も亦近頃三千二百萬マーク（一マークは凡三十錢）を海軍省に下げ渡したり此内千四百萬マークは目下新造中の軍艦に對し第二回の支拂にして殘り千八百萬マークは尙は其上に改めて甲鐵艦二艘巡洋艦四艘傳令艦三艘を新造の費用なりとぞ

○朝鮮平安道の秘密貿易　朝鮮平安道の各浦に於て支那商人が秘密に貿易を始めたるより我商人の非常に不利を蒙りし由は當時の紙上に掲載せしが其後同國駐在支那公使袁世凱氏より禁止の嚴達を爲したると又同國政府より取締向を嚴重ならしめたるとより流石狡猾の清國商人も追々解散して今は凡て秘密貿易の跡を斷つに至らんとする景況なれば此頃、仁川、釜山等の我商人より長崎の商人に向て金巾類の注文續々あれど長崎には品切れにて現今は上海に向て注文し品物の到着次第朝鮮に送る手筈なるよし又大坂貿易商岡崎榮次郎氏其他二三の商人が兼て朝鮮より注文を受け居りし並丁銅二十萬斤は近日同地へ送る筈なるが現今大坂の相場は百斤に付十七圓八九十錢の高直なるを以て之を朝鮮の現相場二十一圓位に賣拂ふて運賃諸入費を引去れば左程の利益を見ること叶はずとなり

○京都府通常府會　廿三年度の京都府通常府會は來月五日より下京區内建仁寺の方丈に於て開會するといふ

○醫術開業臨床試驗　芝愛宕町なる醫術開業試驗場に於て目下執行中の後期受驗人の實地臨床試驗は去る廿二日後期十八名齒科八名同廿三日には後期十八名齒科九名一昨廿四日は後期十八名にて以後は日々十八名の受驗人と定め凡そ日數廿日間も要する豫定なりと云ふ

○山陽大同議會　姫路の青年諸氏が發起となり今度組織したる山陽大同議會は去る二十日播磨倶樂部内に贊成會員の集會を催し會則を議定したるが其目的は學術を研磨し實際の問題を講究するに在りて之を達する爲には演說討論、新聞發行、示威運動の諸事を實行する筈なりといふ

○鳥取新聞　先頃發行を停止されたる因州鳥取の鳥取新聞は去る十八日を以て其禁を解かれしが印刷上の都合もありて本月末ならざれば發兌の運びに至るまじといふ

○三州聯合懇親會　去る十二日越後高田に於て頸城三郡有志會なるものを開きたる砌來る十一月三日の天長節を期し越中、越後、信濃の三州聯合懇親會を開くことに決したるよし

○九州同志の小集　本年一月熊本の會議にて組織したる九州同志會は今二十六日肥前長崎に於て同志の小集會を催はし前途運動の方針を協議するといふ

○伯州米子町民の軋轢　伯州米子は戶數二千六百餘、人口一萬二千に近く殊に大坂より汽船の便さへありて山陰道中濱海の一小都會とも評すべき場所なるが町内の事務は甲乙二箇所の役場にて總括し來りて一は東町外二十一箇町、一は立町外十町と分裂し居るより人情風俗の異なる所あると云ふにはあらざるも年中諸般の行事皆自然に兩部に分れ一致せしことなく從て雙方の間に意氣地を張る事の出來するは人情の弱點にして既往は致し方なしと諦むるも此の感情は町制施行後の今日にも持續し來りて消え遣らず心あるものは竊に憂慮し居れり左れば先頃其筋より同町區域の事に關し諮問ありし時にも各々舊戶長役場部内を以て獨立の一町となすこそ宜けれと主張して已まず再三分離の願書を差出したる位なりしも素より屋並の一町一市にして人情風俗の相違あるにもあらざれば其筋にては從來の米子全市街を以て一町として之に町村制を施行する事と定めたれども市民の方にては毫も一致の心なく依然甲乙兩部に立分れて不折合の熱度は益々昇騰し撰擧人名簿に就ても一方は正當なりと論じ一方は不當なりと說き且つ同名簿の訂正を訴願するものも皆立町部内の人のみなる等の事情ありて議員の撰擧には雙方とも自己の部内より多數の議員を撰出せんものと頻りに奔走盡力し居れど結果果して如何なるべきや掛念の至りなり云々と通信に見えたり

○京都の電閘　市參事會及び市會議員の相談會　去る二十一日の午後七時より京都市參事會員及び市會議員は木屋町三條上ル京都倶樂部に於て彼の琵琶湖疏水々力の利用と鴨川の改修に關する相談會を開きしが當夜の出席者は三十名にして尾越書記官、田邊技師、嶋田技手等も列席し先づ琵琶湖疏水運河の水力を利用するに當り水力の需用者に貸與すべきか將た之れを電氣に換へて貸與すべきか若し之れを電氣に換ゆるものとすれば機械据附等の爲めに三十五六萬圓を要するものなれば之れが爲めには市債にても募集すべきか或は一會社又は一己人に請負はしむべきか等の問題に付利害を討究せし處水力の使用料を收むるより電氣に換へて電氣力の使用料を收むる方諸事便益多しとの說多數にて更に電氣機据付電氣力販賣の事は之れを市の事業となすべきか將た一會社或は一己人に請負はしむべきかの點に移りて理事者より今現に其請負を望み居るものあ

りとの說出で
ある約束を以て
開きて熟議決定
件に就ては前々
改修せんとの說
より伏見の堀留
疏水工事成功の
れ共決定せず
談　琵琶湖疏水
らば其販賣方を
に付き市參事會
は機械萬端の諸
て電氣一馬力に
とし電氣力の價
中に在らしめ
學校新に彫刻科
來の油畫一科を
の經費に充る
○金澤市會
關し一場の紛
社員の爲めに
が今其後の景
りたる議員は
出席せざるよ
の職權を以て
との出來ざる
書は他と異な
に苦痛を加へ
れば議員の權
かと目下市民の
○和歌山縣の
和歌山縣下の
標準の土地、反
の有樣にては
なれば町村土
萬餘圓とを合
議あり云云と
○豐州鐵道
津町を經て同
る十五日より
測量を畢り目下
迄には行橋町
に向て幹線の
月中旬頃なら
日小倉に於て
橋町に於て發
○露國の鐵道
むにも拘はら
決して機關車
月までに回送
獨逸との國境
なかるべしと
○加太隧道貫
の場所と聞え
以て執行したる
略配せんに當
と共に百餘名

（英量）封度　凡我百二十目九分
（英尺）呎　凡我一尺〇五厘八毛
碼　凡我三尺〇一分七厘
噸　凡我二百七十貫九百五十目
哩　凡我十四町四十五間一尺

○新橋橫濱間發車時刻　新橋發午前六時十分、六時四十五分、八時、八時三十五分（急行）、九時四十五分（急行）、十時五十分、午後一時二十五分、一時三十分、四時、四時四十五分（急行）、六時十五分、六時五十分、八時三十分、九時五十五分、十一時十五分（急行）●橫濱發（新橋に向け）午前六時三十分、七時二十分、八時三十分、九時十五分（急行）、十時二十分、十一時三十分、午後零時五十分、二時、三時三十五分、四時三十分（急行）、五時[illegible]

四十分、八時五十分、十一時十五分、午後二時五十分、五時、七時三十分

○新橋神戶間發車時刻　新橋發午前六時十分（京都止り）、九時四十五分（名古屋止り）、午後二時三十分（靜岡止り）、四時四十五分（神戶まで）●靜岡發（下り）午前七時十五分（神戶迄）、午後零時十九分（京都止り）、四時十五分[illegible]、十時五十九分（神戶迄）〇（上り）午前十時三十分、午後[illegible]五分、午前七時八分（自新橋迄）●名古屋發（下り）[illegible]

○上州鐵道發車時刻　[illegible]一時四十五分、午後[illegible]十分、九時十五分[illegible]午前六時、十一時[illegible]

○仙臺鐵道　上野[illegible]